

暮らしの手続き

戸籍の届け出

●区役所戸籍住民課戸籍係か、篠路出張所・定山溪出張所

☎ P87、P88 ※妊娠届出書は、区保健センター

	提出書類	持っていくもの	備考	注意
結婚するとき	婚姻届	・免許証などの顔写真付きの本人確認書類(お持ちの方のみ)	・成人の証人二人の署名が必要です。	・婚姻届を出しても住所の変更はされません。お住まいの区の区役所で転入・転出・転居届などの手続きを併せて済ませてください。
妊娠・出産したとき	妊娠届出書	・医療機関が発行した妊娠届出書	・妊娠したら母子健康手帳をお渡しします。区保健センターへお越しください。	—
	出生届	・母子健康手帳 ・出産に立ち会った医師・助産師の作成した出生証明書	—	・生まれた日から14日以内に届けてください。 ・赤ちゃんの名に使える文字は、人名用漢字・常用漢字・平仮名・片仮名の範囲に限られています。
離婚するとき	離婚届	・裁判による離婚の場合はそれを証する書類(裁判の種類によって必要な書類が異なりますので、詳細はお問い合わせください) ・免許証などの顔写真付きの本人確認書類(お持ちの方のみ)	・協議離婚(お二人の話し合いによる離婚)は、成人の証人二人の署名が必要です。 ・離婚の日から3カ月以内に別途届け出ることによって婚姻中の氏を称することができます。	・裁判による離婚は成立・確定した日から10日以内に届けなければなりません。 ・夫婦に未成年の子どもがいる場合は、どちらが親権者になるかを記載する必要があります。また、民法等改正法の施行後は共同親権の選択が可能となります(令和8年4月1日施行)。なお、親権者を定め、子どもの戸籍は異動しませんので、必要場合は別途届け出をしてください(詳細はお問い合わせください)。
不幸があったとき	死亡(死産)届	・医師の作成した死亡診断書(死体検案書)、死産証書(死胎検案書) 【火葬の取り扱い】※2 ・火葬する場所は、里塚斎場(☎883-1561、所在地 ☎ P92)、山口斎場(☎691-3636、所在地 ☎ P92)です。休業日は元日と友引の日です。 ・斎場の受け付けは9時30分～15時です(区役所で火葬許可証と一緒に届ける「火葬場利用のご案内」をよくご覧ください)。 ・①死亡後②死産後は、24時間を過ぎなければ火葬することができません(①は一类・二类・三类感染症などで死亡した場合を除く、②は妊娠24週に満たない場合を除く)。 ・火葬許可証は2枚1組で提出してください。お返しの許可証は、納骨手続きの際に必要なものですので大切に保管してください。	火葬許可証を交付します。	・死亡の日(死亡したことを知った日)から7日以内に死亡届を出さなければなりません。
移すとき 本籍を	転籍届	—	—	転籍届を出しても住所の変更はされません。お住まいの区の区役所で転入・転出・転居届などの手続きを併せて済ませてください。

※2024年3月施行の改正戸籍法により、婚姻届・離婚届・転籍届への戸籍謄本添付が不要となりました。

※2 火葬料金は、市ホームページ(www.city.sapporo.jp/kenko/wellness/bochi_kasou/saijo/index.html)でご確認ください。

以下は広告です(広告に関するお問い合わせは株式会社サイネックス Tel011-737-7167へ)

離婚

養育費請求

弁護士法人ポプラ会

ほりい 総合法律事務所

弁護士 堀井 雄三 札幌弁護士会所属

離婚と養育費に関する法律相談は2回まで無料!!

HPに離婚の豆知識が充実
<https://www.horii-law.jp>

平日 9:30~17:30 土曜日相談可

クレジット決済できます
札幌市中央区大通西14丁目1-13 北日本南大通ビル8階

ご予約は
(前日までにご予約ください) **011-596-7020**

住所の届け出

●お住まいの区の区役所戸籍住民課住民記録係

(北区は篠路出張所、南区は定山溪出張所でも可) ☎ P87、P88

	提出書類	持って行くもの	届け出期間	備 考	注 意
市外からの引っ越し	転入 ・ 転居届	・転出証明書 (※1) (前住所地で) 発行 ・届け出人の 本人確認書類 (免許証など) ・マイナンバー カード(お持 ちの方)	引っ越しした 日から 14日以内	本人または同一世帯員以外の方が届け出 をする場合は、委任状が必要です 市内の他の区へ住所を変更する場合 新しく住み始めた区の区役所へ転入届を 出すだけで、変更の手続きが完了します。 マイナンバーカードをお持ちの方 マイナンバーカードをお持ちください。 窓口で暗証番号を確認し、住所変更も同 時に行います。 義務教育のお子さんがいる場合 窓口で入校票を交付しますので、前の学 校から渡された書類一式(在学証明書な ど)と併せて転校先に提出してください。 介護保険証をお持ちの方 保険証をお持ちください。 なお、市外から転入し、札幌市の介護保険に 加入される場合は、窓口でお申し出くだ さい。	・住み始める前に 届けることは できません。 ・正確な住所 (○番地か ○番○号まで) を確認して 届けてください。
市内での引っ越し		・届け出人の 本人確認書類 (免許証など) ・マイナンバー カード(お持 ちの方)			
市外への引っ越し	転出届	・届け出人の 本人確認書類 (免許証など)	引っ越しする 前にあらかじめ	本人または同一世帯員以外の方が届け出 する場合は、委任状が必要です マイナンバーカードをお持ちの方 窓口や郵送での届出(※1)のほか、マイナ ポータルを利用してオンラインで届出も できます(※2)。 介護保険証をお持ちの方 保険証をお返しください。	転出先の住所を 確かめておいて ください。

※1 あらかじめ前住所地に「特例転出届」の届出をされた方は、「転出証明書」の交付を受けることなく、マイナンバーカードで転入手続きが可能となります。

※2 ご利用いただく際は、制度の内容について市ホームページ(www.city.sapporo.jp/shimin/koseki/jusho-ido/onlinetensyutsu.html)でご確認ください。

印鑑登録

●お住まいの区の区役所戸籍住民課住民記録係

(北区は篠路出張所、南区は定山溪出張所でも可) ☎ P87、P88

印鑑証明を取るためには、事前に印鑑登録の手続きが必要です。登録にかかる手数料は無料です。登録する印鑑を持参して、お住まいの区の区役所で申請してください(登録の完了まで、数日かかる場合もあります)。

お急ぎの場合や、代理の方が申請する場合、持参書類などについては、区役所へお問い合わせください。

以下は広告です(広告に関するお問い合わせは株式会社サイネックス Tel011-737-7167へ)

司法書士
行政書士

國安宣博事務所
業務内容
・不動産登記(相続・贈与・抵当権抹消 等)
・商業登記(会社設立・役員変更 等)
・成年後見業務(成年後見申立書類作成 等)
・その他(遺言書文案作成 等)
お気軽にお問い合わせ・ご相談下さい
〒 063-0827 札幌市西区発寒7条4丁目2番6号
TEL 011-301-0298
FAX 011-301-0299
<https://shihounobu.com/>

**寄り添う
天空のお葬式**
直葬 火葬式 福祉葬
直葬・火葬式・喪主代行専門葬儀社
さっぽろ葬祭
株式会社 さっぽろ天空セレモニー
050-5896-9962
札幌本社 001-0902 札幌市北区新琴似2条1丁目1-49

札幌広域

住民票・戸籍証明・印鑑証明の請求

証明書の種類		手数料(1通)	必要なもの	請求窓口
戸籍証明 (※1)	住民票	400円	請求書・本人確認書類 (委任状※2)	下記の請求窓口一覧をご確認ください(一部の窓口では対応していない証明書がありますので、ご注意ください)。
	戸籍全部事項証明(戸籍謄本)	450円		
	戸籍個人事項証明(戸籍抄本)	400円		
	戸籍の附票(除・改製除附票)	400円		
	除籍謄本・抄本	750円		
	改製原戸籍	400円		
	身分証明書	400円		
印鑑証明		400円	請求書・印鑑登録証(※3)	

- ※1 2024年3月施行の改正戸籍法により、札幌市外の戸籍証明を請求することが可能になりました。
市内の戸籍証明とは請求できる窓口や証明の種類、請求方法が異なる場合がありますので、詳しくは、下記請求窓口へ電話、または市ホームページ(www.city.sapporo.jp/shimin/koseki/shomei/koseki_kouikikouhu.html)でご確認ください。ただし、受理証明書は届け出をした市町村に請求してください。
- ※2 下記の場合を除き、原則として委任状が必要です。
・住民票を同一世帯員の方が請求する場合
・戸籍証明(身分証明書と受理証明書以外)を配偶者、同一戸籍・直系血族(父母、祖父母、子、孫)が請求する場合
身分証明書を本人が請求する場合、受理証明書を届出人が請求する場合
- ※3 印鑑登録証の交付を受けるには、印鑑登録の手続きが必要です([Q4 P47](#) 参照)。
- ※4 2025年9月1日より、住民票、印鑑証明、身分証明書の手料が50円増額となりました。

■請求書、委任状について

請求書は請求窓口の記載台に用意しています。委任状は窓口職員へお声がけください。
また、市ホームページ(www3.city.sapporo.jp/download/shinsei/)からダウンロードもできます。

■本人確認書類について

運転免許証、パスポート、マイナンバーカードなどの写真付き公的証明書の場合いずれか1点、写真付きの公的証明書がない場合で、住民票、戸籍の附票の請求には、①資格確認書、②年金手帳などから1点、戸籍謄本・抄本、受理証明書の請求には、①②などから2点が必要です。

■請求窓口一覧

お住まいの区・本籍のある区にかかわらず、以下のいずれの窓口でも請求することができます。
市役所本庁舎では取り扱っていませんのでご注意ください。

請求窓口	特記事項
区役所 所在地 Q8 P87, P88	平日のみ受付可能です(住民票・戸籍証明・印鑑証明)。
出張所 所在地 Q8 P87 篠路、定山溪	平日のみ受付可能です(住民票・戸籍証明・印鑑証明)。
まちづくりセンター 所在地 Q8 P89 屯田、拓北・あいの里、札苗、月寒、藤野	次の場合に利用可能です。 ・住民票を本人、同一世帯員が請求する場合 ・戸籍証明(本籍が札幌市内のもの)を本人、配偶者、直系血族が請求する場合 ・印鑑証明を本人、代理人が請求する場合
それ以外のまちづくりセンター ※5	
コンビニエンスストア	マイナンバーカードを使って、コンビニエンスストアのマルチコピー機で住民票や印鑑証明等を受け取ることができます。他の方法による交付よりもお得に取得可能です。詳しくは Q4 右P をご覧ください。
大通証明サービスコーナー 所在地 Q4 右P Q8 P211-3535	土日も開所しています。詳しくは Q4 右P をご覧ください。
証明郵送センター Q8 P350-5735	送付による請求を受け付けています。印鑑証明など取り扱いをしていない証明書がございますので、詳しくは電話、ホームページ(www.city.sapporo.jp/shimin/koseki/yusocenter.html)でご確認ください。

- ※5 受け取りは申込みの翌日以降となります(住民票、印鑑証明は電話での申込みも可能です)。

窓口混雑緩和のために

区役所戸籍住民課窓口の混雑状況をホームページで確認

各区役所の戸籍住民課窓口の混雑状況をホームページで確認することができます。
窓口の混雑緩和のため、ぜひご利用ください。

札幌 ○○区役所 混雑状況 検索

【詳細】各区戸籍住民課



証明書コンビニ交付

お近くのコンビニで区役所よりもお得に証明書がとれます！

対象の証明書	利用可能時間
住民票の写し	毎日6時半～23時 (年末年始・メンテナンス日を除く)
印鑑登録証明書	
課税証明書(市・道民税)	
所得(市・道民税)証明書	
戸籍証明書(戸籍謄本・抄本)	
戸籍の附票の写し	

※ご利用にはマイナンバーカードと4桁の暗証番号が必要です。

【詳細】デジタル戦略推進局スマートシティ推進部住民情報課
財政局税政部納税指導課(課税証明書)

簡単便利に住民票などを受け取れます。

■コンビニエンスストア

【取扱証明】住民票(マイナンバーおよび住民票コード入りは除く)、印鑑証明、戸籍証明書(全部事項証明書(戸籍謄本)、個人事項証明書(戸籍抄本))、戸籍の附票、所得(市・道民税)証明書、市・道民税課税証明書

【取得方法】マイナンバーカード、iPhoneのマイナンバーカードまたはスマホ用電子証明書を搭載したスマートフォンを使って、コンビニエンスストア等のマルチコピー機(キオスク端末)から証明書を受け取ることができます。

【取得できる人】●住民票…本人・同一世帯員のみ ●戸籍証明書・戸籍の附票…本人・同一戸籍の方のみ
●印鑑証明・所得証明書・課税証明書…本人のみ

【手数料】●住民票・印鑑証明・戸籍の附票…200円
●戸籍証明書…250円
●所得(市・道民税)証明書、市・道民税課税証明書…250円

【市内利用可能店舗】セイコーマート、ローソン、セブンイレブン、ファミリーマート、イオン北海道、ラルズ(※)、コープさっぽろ(※)など (※)は一部店舗で利用いただけます。

【受付日時】●住民票・印鑑証明・戸籍証明書・戸籍の附票・所得(市・道民税)証明書、市・道民税課税証明書
6時30分～23時(コンビニエンスストア等店舗営業時間内に限る)

【休業日】12月29日～翌年1月3日、その他メンテナンス等によりご利用いただけない場合があります。

【必要なもの】マイナンバーカード、iPhoneのマイナンバーカードまたはスマホ用電子証明書を搭載したスマートフォン(どちらも利用者用電子証明書の暗証番号の入力が必要です)スマートフォン利用は、デジタル庁ホームページ(www.digital.go.jp/policies/mynumber/smartphone-certification/)をご確認ください。

■オンライン申請

【取扱証明】住民票(マイナンバーおよび住民票コード入りは除く)、戸籍証明書(全部事項証明書(戸籍謄本)、個人事項証明書(戸籍抄本))、戸籍の附票、印鑑証明

【必要なもの】マイナンバーカード、マイナンバーカード発行の際に設定した署名用電子証明書の暗証番号(英数字6桁以上16桁以下)、クレジットカード(対応ブランド:VISA、Mastercard、American Express、JCB、Diners Club)、スマートフォンとアプリ(事前にインストールが必要。)

【交付手数料等】詳しくは市ホームページ(www.city.sapporo.jp/shimin/koseki/shomei/online.html)でご確認ください。1請求につき郵送料110円と証明発行手数料が必要です。

■大通証明サービスコーナー ☎211-3535

【所在地】地下鉄南北線大通駅コンコース横(出口5横)

【取扱証明】住民票、印鑑証明、戸籍証明(戸籍謄本など)ほか

※受付時間帯によってお渡しが翌日以降になる場合があります

※住所変更や出生・婚姻などの届け出業務は取り扱っていません

【受付日時】月曜～金曜9時～20時、土日9時～17時(市外の住民票や戸籍(除籍)謄本は、月曜～金曜9時～17時)

【休業日】祝日(日曜と重なった場合を除く)・振替休日、5月3日～5日、12月29日～翌年1月3日

【必要なもの】手数料、本人確認書類(免許証、年金手帳など)、印鑑登録証(印鑑証明の場合)

マイナンバーカードの手続き

■お住まいの区の区役所戸籍住民課住民記録係(北区は篠路出張所でも可) ☎ P87、P88

●電子証明書の更新

マイナンバーカードに搭載されている電子証明書は発行から5回目の誕生日まで有効です。

搭載されている電子証明書が有効期限を迎える方には、有効期限のお知らせに関する通知書を郵送しております。

有効期限が過ぎた場合、証明書のコンビニ交付等、電子証明書を利用したサービスをご利用できなくなるため、お使いになる方は、お住まいの区の区役所またはマイナンバーカードセンターで電子証明書の更新を行ってください。

●住所・氏名変更、暗証番号の再設定

住所やお名前が変わる場合はマイナンバーカードの住所・氏名変更手続きも必要です。

また、暗証番号が分からない場合や、暗証番号を連続して間違えロックした場合は、お住まいの区の区役所またはマイナンバーカードセンターで暗証番号の再設定をすることができます。

上記手続きの詳細およびその他の手続きについては、市ホームページ(www.city.sapporo.jp/shimin/koseki/mynumber-card.html)をご確認ください。

平日夜間や土日にもマイナンバーカードの受け取りなどができます。

■マイナンバーカードセンター ☎600-2323(マイナンバーカードコールセンター)

【所在地】①中央区北3条西3丁目1-6札幌小暮ビル1階

②中央区北2条東4丁目1-2サッポロファクトリー2条館4階

【取扱業務】マイナンバーカードの交付(完全予約制)、券面記載事項変更、申請サポートなど

【開所日時】①水曜～金曜12時～20時、土日9時～17時 ②月曜～水曜12時～20時、土日10時～18時

【休所日】①月・火曜、祝日(日曜と重なった場合を除く)・第3土曜の翌日の日曜、12月29日～翌年1月3日ほか

②木・金曜、祝日(日曜と重なった場合を除く)・第3土曜の翌日の日曜、12月29日～翌年1月3日ほか

※詳細は市ホームページ(www.city.sapporo.jp/shimin/koseki/cardcenter.html)をご確認ください。